

薬生食監発 0530 第 1 号

令和元年 5 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

クドアに係る監視指導について

Kudoa septempunctata（以下「クドア」という。）を病因物質とする食中毒への対応及び検査法については、「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」（平成 24 年 6 月 7 日付け食安発 0607 第 7 号）及び「*Kudoa septempunctata* の検査法について」（平成 28 年 4 月 27 日付け生食監発 0427 第 3 号）に基づき、御対応いただいているところで

す。

クドアを原因とする食中毒については、農林水産省による食中毒防止策として、ヒラメの養殖場での適切な管理を実施し、クドアがヒラメに寄生することを防止する取組みが行われていますが、別紙のとおり、国産の天然ヒラメを中心に食中毒事例が多く報告されています。

つきましては、食中毒発生防止の観点から、国産のヒラメについて、クドアを原因とする食中毒の発生状況に応じて、生産地において検査を実施いただくようお願いします。

注) 別紙省略